

# 平成 30 年度 第 2 回 医師国保通常組合会

と き 平成 31 年 2 月 21 日 (木) 15 : 00 ~ 15 : 35

ところ 山口県医師会 6 階会議室

## I 開会

事務長、出席議員の確認を行い、議員定数 31 名、出席議員 26 名で定足数に達しており、会議が成立する旨報告。

## II 理事長挨拶

**河村理事長** ご多忙の中ご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は春のような暖かさとなりました。インフルエンザが落ち着いてきましたが、今後は花粉症が活発になりますので、皆様におかれましては体調を崩されませんよう、ご留意願います。

さて、平成 28 年度から 5 年にわたる国庫補助見直しにおいて、31 年度はその 4 年目となります。31 年度の保険料に変更はありませんが、単年度収支では厳しい状況にあります。

他の国保組合でも状況は似通っているかと思いますが、全国的にはさほど強い危機感はないようで、国保組合合併や統一化の話は進んでおらず、現状のままで続くこととなりそうです。

本日は、平成 31 年度事業計画・予算等の説明を行いますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

## III 議事録署名議員指名

矢野議長、議事録署名議員を次のとおり指名。

満岡 裕 議員

竹中 博昭 議員

## 出席者

### 組合会議員

大島郡 野村 壽和 (代理)	萩 市 綿貫 篤志
玖珂 河郷 忍 (代理)	徳山 津田 廣文
熊毛郡 満岡 裕	徳山 津永 長門
吉南 小川 清吾	防府 高木 昭
厚狭郡 河村 芳高	防府 木村 正統
美祢郡 坂井 久憲	下松 宮本 正樹
下関市 赤司 和彦	岩国市 小林 元壯
下関市 宮崎 誠	岩国市 西岡 義幸
宇部市 綾目 秀夫	小野田 西村 公一
宇部市 黒川 泰	光市 竹中 博昭
宇部市 西村 滋生	柳井 弘田 直樹
宇部市 矢野 忠生	長門市 友近 康明
山口市 成重 隆博	美祢市 原田 菊夫

### 役員

理事長 河村 康明	理事 吉水 一郎
副理事長 林 弘人	理事 郷良 秀典
副理事長 今村 孝子	理事 河村 一郎
常務理事 沖中 芳彦	理事 長谷川奈津江
常務理事 清水 暢	監事 藤野 俊夫
<small>法金遵守 (27/3/7/1)</small> 担当理事 萬 忠雄	監事 篠原 照男
理事 加藤 智栄	監事 岡田 和好
理事 藤本 俊文	
理事 中村 洋	
理事 前川 恭子	
理事 白澤 文吾	
理事 山下 哲男	
理事 伊藤 真一	

IV 議案審議

承認第 1 号 平成 31 (2019) 年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守 (コンプライアンス) のための実践計画について

沖中常務理事 平成 22 年の全国建設工事業国保組合の無資格加入問題により、国から法令遵守の体制整備が求められ、本組合では、平成 23 年 2 月の組合会で規約改正及び基本方針の策定を議決した。

この基本方針の中で、毎年度理事会において、具体的な実践計画を策定し、組合会の承認を得ることと規定しており、本年 1 月 31 日開催の第 16 回理事会で平成 31 (2019) 年度の実践計画を策定した。

内容については、平成 30 年度分と変更はない。まず、「1 法令遵守マニュアルの策定」では、役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守 (コンプライアンス) のための組織体制などを網羅したマニュアル等を策定すると規定して

いる。

本組合のマニュアルは、平成 23 年 9 月 15 日の理事会で策定しており、②にあるように、すべての役職員に配付している。

「2 法令遵守に関する指導・研修」では、役職員を対象とした研修を実施すると規定しているので、理事会の際にマニュアル等の確認を行うなどして研修をしている。

「3 法令遵守のための管理」については、担当職員の業務について記載をしているが、本組合では、同一の業務について、主担当と副担当の職員により業務を執行することで、複数の職員による対応としているところである。

4 には「法令遵守関連情報の組織的な把握等」について規定し、役職員の役割等を掲げている。

また、5 として「不祥事故への対応体制」について定めている。

以上、実践計画に基づき、役職員ともに、国民健康保険法を始め、番号法などの関係法令に沿って厳正に業務運営を行う。

平成31(2019)年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守 (コンプライアンス) のための実践計画

平成31年1月31日 理事会議決

山口県医師国民健康保険組合法令遵守 (コンプライアンス) 体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、平成31(2019)年度の実践計画を次のとおり策定する。

- 1 法令遵守マニュアルの策定
 

役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守 (コンプライアンス) のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定する。

  - ① 法令遵守マニュアルは、全ての役職員が容易に閲覧できるようにする。
  - ② 法令遵守マニュアル等を策定し、全ての役職員に配布する。
- 2 法令遵守に関する指導・研修
 

不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。

  - ① 法令遵守マニュアルにより、周知徹底を行う。
  - ② 役職員を対象とした法令遵守を徹底するため研修を実施する。
- 3 法令遵守のための管理
 

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署同一業務に従事させないように人事ローテーションを実施し、又はやむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合には、事故防止等のため、同一業務について複数の職員により執行することとする。
- 4 法令遵守関連情報の組織的な把握等
 

役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。

  - ① 役職員が把握した法令遵守関連情報 (組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事件に関する報告、保険給付に関する争い、経理処理の状況等) については、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。
  - ② 法令遵守担当理事等は、法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告する。
  - ③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。
- 5 不祥事故への対応体制
 

役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。

  - ① 法令遵守担当理事等は、規約、規程等に則り、理事会に報告する。
  - ② 理事長は、法令等に従い、監督官庁に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行う。
- 6 雑則
 

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

議案第 1 号 平成 31 (2019) 年度山口県医師国民健康保険組合事業計画について

沖中常務理事 「1. 保険給付について」は、本組合の主体的事業であり、疾病や負傷に対する療養の給付のほか、療養費、高額療養費等の 13 項目にわたる各種給付事業を実施するが、給付内容は平成 30 年度と同じ内容としている。

30 年度では、「2. 保健事業について」で、ジェネリック差額通知、及び医療費通知の新規事業の実施や高額医療費等貸付制度の廃止等、大幅な見直しを行ったが、31 年度は見直しを行わず、7 事業すべてを継続事業としている。

「4. 被保険者証について」は、本組合では 3 年ごとに更新している。現在の被保険者証の有効期限は平成 31 年 3 月 31 日までとなっているので、4 月 1 日付けで更新する。新しい被保険者証は、3 月 22 日以降、各都市医師会事務局に送付する。

「5. 社会保障・税番号制度への対応について」は、国が 2020 年度の本格稼働を目指しているオンライン資格確認等の実施に向け、システム改修を行うこととしている。

平成31(2019)年度事業計画

1. 保険給付について

(1) 療養の給付

被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 処置、手術その他の治療
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

なお、一部負担金として、10分の3を支払わなければならない。ただし、小学校就学前の被保険者については、10分の2を支払う。また、70歳以上の前期高齢者については、10分の2（ただし、平成26年3月までに70歳に到達した前期高齢者については、10分の1）、現役並み所得者は、10分の3を支払う。

(2) 入院時食事療養費の支給

被保険者（特定長期入院被保険者（療養病床に入院する65歳以上の被保険者。）を除く）が、自己の選定する保険医療機関について国民健康保険法第36条第1項第5号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、組合員に対し、入院時食事療養費を支給する。

(3) 入院時生活療養費の支給

特定長期入院被保険者が、自己の選定する保険医療機関について、国民健康保険法第36条第1項第5号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、組合員に対し、入院時生活療養費を支給する。

(4) 保険外併用療養費の支給

被保険者が自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、組合員に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

(5) 療養費の支給

療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診察、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

なお、海外渡航中の療養に対して、療養費を支給する（海外療養費）。

(6) 訪問看護療養費の支給

被保険者が、指定訪問看護事業者について指定訪問看護を受けたときは、組合員に対し、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

(7) 特別療養費の支給

組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。

(8) 移送費の支給

被保険者が、療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、組合員に対し、移送費として、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。

(9) 高額療養費の支給

療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第56条第2項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、組合員に対し、高額療養費を支給する。

00 高額介護合算療養費の支給

一部負担金等の額（国民健康保険法第57条の2第1項の高額療養費が支給される場合）にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第51条第1項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合）にあっては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第101条第1項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合）にあっては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。

01 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として40万4千円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに1万6千円を加算する。

02 葬祭費の支給

被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、甲種組合

員は20万円、乙種組合員及び組合員の家族は10万円を支給する。

03 傷病手当金の支給

被保険者である組合員が、疾病又は傷病のため引き続き20日を超えて休業・休職をしたときは、21日目から起算して最高180日間1日につき甲種組合員は6,000円、乙種組合員は3,000円を傷病手当金として支給する。

2. 保健事業について

(1) 健康診断事業の実施について

被保険者である甲種組合員と組合員の配偶者及び被保険者である乙種組合員の健康保持のため「健康診断」の奨励と助成金の支給を行う。また、特例措置として、後期高齢者組合員に対する「健康診断」の助成を行う。

なお、医療に従事する被保険者のB型肝炎予防対策としてHBs抗原・抗体検査の実施は健康診断の中で行う。

(2) 健康教育事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員に対して、健康に関する情報誌を配布する。

(3) 健康増進事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員の健康増進対策として、参加しやすいコースを設定し、教養面を加えたウォーキング大会を実施する。

(4) 特定健康診査、特定保健指導の実施について

平成20年度から医療保険者に義務付けられた「特定健診・保健指導」について第3期実施計画に基づき実施する。

(5) 死亡見舞金の支給について

後期高齢者組合員が死亡したときは、その遺族に対し死亡見舞金として10万円を支給する。

(6) 医療費通知の実施について

該当組合員に「医療費通知」を送付する（年1回）。

(7) ジェネリック差額通知の実施について

該当被保険者に「ジェネリック差額通知書」を送付する（年1回）。

3. 広報活動について

(1) 山口県医師会報に「国保組合欄」を設けて、本組合の広報に資する。

(2) 保険給付等について解説した「医師国保のしおり」を作成し、組合員に配布する。

4. 被保険者証について

現在発行している被保険者証の有効期限は、平成31年3月31日までとなっているので、平成31年4月1日付けで被保険者証を更新する。

5. 社会保障・税番号制度への対応について

オンライン資格確認等の実施に向けた対応としてシステム改修等を行う。

6. 月別事業計画

月	組合会・理事会	諸会議及び研修会
4	理事会	
5	理事会	全国国保組合協会中国四国支部総会・委託研修会
6	理事会	全国医師国保組合連合会代表者会 全国国保組合協会通常総会
7	理事会 監事会 組合会	全国国保組合協会職員研修会 中国四国医師国保組合連絡協議会 中国地方国保事務担当者研究協議会
8	理事会	
9	理事会	全国国保組合協会事務長研修会 全国医師国保組合連合会第57回全体協議会
10	理事会	全国国保組合協合理事長・役員研修会
11	理事会	全国国保組合協会保健事業推進担当者研修会 全国医師国保組合連合会事務長連絡会 第18回学びながらのウォーキング大会 全国国保組合協会被保険者全国大会
12	理事会	中国四国医師国保組合事務連絡会
1	理事会	全国国保組合協会事務長研修会
2	理事会 組合会	全国国保組合協合理事長・役員研修会
3	理事会	全国国保組合協会通常総会

本組合では、31 年度に全国国保組合協会が開発する「新国保組合共通システム」を導入し、対応する。

## 議案第 2 号 平成 31 (2019) 年度山口県医師 国民健康保険組合歳入歳出予算

**沖中常務理事** 平成 30 年度決算見込みについて歳入の第 I 款「国民健康保険料」は、予算額 9 億 3,007 万円に対し、9 億 4,917 万円余の約 1,900 万円増を見込んでいる。被保険者数は近年、減少傾向にあるが、平成 30 年度予算で見込んだ人数を上回っていることから増額となっている。

第 II 款「国庫支出金」については、補助対象となる療養給付費や高額療養費が予算額より減少していることから、補助金は予算額を約 1 千万円下回る 1 億 6,692 万 8 千円を見込んでいる。

第 V 款「繰入金」の 4,100 万円は、特別積立金の取り崩し 3 千万円と高額医療費及び出産費資金貸付制度の廃止による 2 つの基金の取り崩し額 1,100 万円の合計額である。

第 VI 款「繰越金」は、予算額より約 6 千万円増の 2 億 2,605 万 5 千円で、歳入合計見込み額は 14 億 2,986 万 6 千円となっている。

歳出において、第 XI 款「諸支出金」以外は、予算額内で収まると見込んでいる。

第 III 款「保険給付費」については、30 年度 7 か月分の実績から推計して、予算額に対し約 3,600 万円の残額を見込んでおり、第 III 款全体では約 5 千万円の不用額が生じるとしている。

第 IV 款「後期高齢者支援金等」から第 VII 款「共同事業拠出金」については、確定額となっている。

第 XI 款「諸支出金」の 2,923 万 6 千円は、29 年度に交付された療養給付費等補助金について、実績による精算をした結果、超過交付となったため、国庫に返還する補助金の額である。

支出合計は 12 億 343 万 4 千円で、差引残高は 2 億 2,643 万 2 千円となり、この額を 31 年度予算案の歳入の第 VI 款「繰越金」に計上している。なお、単年度収支では、1,138 万 7 千円の赤字を見込んでいる。

26 年度の保険料引き上げ以降、29 年度決算

まで、単年度収支は黒字で推移してきたものの、30 年度では単年度収支が赤字に転じる見込みである。28 年度からの国庫補助率の削減等による補助金減や高額医療費の継続支給などの影響を受けたためである。

なお、赤字幅が小さく、決算見込み全体で見ると、29 年度決算とほぼ同額の 2 億円超の繰越金が見込めることから、31 年度予算においては、保険料の引き上げはせずに予算編成をしている。

また、31 年度予算は、厚労省から示された予算編成に当たっての留意事項に基づいた予算額を計上している。

### <歳入>

第 I 款「国民健康保険料」については、現行の月額保険料に、平成 31 年度の被保険者見込み数を乗じて算出している。

28 年度では、1 医療機関で、乙種組合員と乙種組合員の家族をあわせて約 100 人の被保険者が社会保険に加入されたことが影響し、年間平均では対前年度増減で 322 人の大幅な減少となっている。

なお、それ以降、減少幅はゆるやかになっていることから、29・30 年度の 2 か年の対前年度比の平均値を用い、31 年度（見込み）人数を算出している。

国民健康保険料は、医療給付費分ほか 3 種類の保険料があるが、保険料総額は 9 億 4,150 万 6 千円で、前年度より 1,143 万 6 千円の増としている。

第 II 款「国庫支出金」では、事務費負担金として、23 年度以降、各国保組合の所得水準に応じた支給調整率がかかることになり、厚労省が示した被保険者数に応じた額に 0.8 の支給調整率を乗じて算出し、350 万 9 千円を計上している。

28 年度から国庫補助の見直しがあり、27 年度まで 32%であった従来分の補助率は、32 年度までの 5 年間で 13%に引き下げられる。4 年目となる 31 年度は補助率 16.8%となり、補助金がほぼ半減している。

また、平成 9 年 9 月 1 日以降、健保の適用除外をして加入された者に係る分の補助率は、社会

保険並みとなる。補助率の見直しによる減少分は、全体で約 8,700 万円余となり、大きな影響を受けている。

特別調整補助金として 900 万円を計上しているが、保険者機能強化分等として、ウォーキング大会の経費等、医療費通知やジェネリック差額通知等にかかる経費に対する補助金となっている。

また、全国国保組合協会に納付する、社会保障・税番号システムや国保共通システムの負担金については、補助対象分について申請することで、負担増を抑えている。

第Ⅲ款「共同事業交付金」は、高額医療費共同事業に対する交付金であり、全国国保組合協会が示した高額医療費共同事業医療費拠出金（歳出の第Ⅶ款）と同額の 4,903 万 8 千円を計上し、前年度より 1,056 万 4 千円の増となっている。

第Ⅳ款「財産収入」の第 1 項「財産運用収入」は、特別積立金等の利息で 10 万円を計上している。

第Ⅴ款「繰入金」は、科目存置としている。

第Ⅵ款「繰越金」は 2 億 2,643 万 2 千円とし、前年度予算額より約 6 千万円増としている。

第Ⅶ款「諸収入」は、前年度同額の 4 千円を計上している。

歳入合計は、前年度より 1.5%、2,021 万 6 千円増の 13 億 7,251 万 4 千円となっている。

<歳出>

第Ⅰ款「組合会費」については、前年度と同額の 258 万 1 千円を計上している。

第Ⅱ款「総務費」は、役員報酬等組合運営の事務費等として、前年度より 574 万円増の 4,066 万 3 千円を計上している。新シ

ステムに係る経費 200 万円を計上したことなどが増加の要因となっている。

第Ⅲ款「保険給付費」は、歳出全体の約半分を占める 6 億 7,346 万 4 千円を計上している。前年度に対し約 7%、4,920 万 8 千円の減となっている。

療養給付費の 30 年度の額の 5 億 9,131 万 1 千円は、平成 30 年 4 月から 10 月診療分までの 7 か月分実績からの推計値である。この額に過去 4 か年の平均伸び率 0.8% を乗じ、31 年度の額は 5 億 9,604 万 1 千円としている。

療養費及び高額療養費については、平成 30 年

第 1 表 平成31(2019)年度歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
I 国民健康保険料	941,506	I 組 合 会 費	2,581
(1) 国民健康保険料	941,506	(1) 組 合 会 費	2,581
II 国庫支出金	155,433	II 総 務 費	40,663
(1) 国庫負担金	3,509	(1) 総 務 管 理 費	40,138
(2) 国庫補助金	151,924	(2) 徴 収 費	525
III 共同事業交付金	49,038	III 保 険 給 付 費	673,464
(1) 共同事業交付金	49,038	(1) 療 養 諸 費	601,978
IV 財 産 収 入	100	(2) 高 額 療 養 費	56,880
(1) 財 産 運 用 収 入	100	(3) 移 送 費	100
V 繰 入 金	1	(4) 出 産 育 児 諸 費	10,506
(1) 準 備 金 等 繰 入 金	1	(5) 葬 祭 諸 費	1,000
VI 繰 越 金	226,432	(6) 傷 病 手 当 金	3,000
(1) 繰 越 金	226,432	IV 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	234,547
VII 諸 収 入	4	(1) 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	234,547
(1) 預 金 利 子	1	V 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	55,694
(2) 雑 入	3	(1) 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	55,694
		VI 介 護 納 付 金	140,886
		(1) 介 護 納 付 金	140,886
		VII 共 同 事 業 拠 出 金 等	57,833
		(1) 共 同 事 業 拠 出 金	49,071
		(2) 共 同 事 業 負 担 金	8,762
		VIII 保 健 事 業 費	45,854
		(1) 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	5,673
		(2) 保 健 事 業 費	39,181
		(3) 死 亡 見 舞 金	1,000
		IX 積 立 金	1,001
		(1) 積 立 金	1,001
		X 公 債 費	1
		(1) 一 般 公 債 費	1
		XI 諸 支 出 金	3
		(1) 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3
		XII 予 備 費	119,987
		(1) 予 備 費	119,987
合 計	1,372,514	合 計	1,372,514

4 月から 12 月までの 9 か月分の支給実績をもとに推計した額から算出している。療養給付費は前年度より 3,756 万 5 千円の減としている。

山口県国保連合会の審査手数料において、診療報酬審査支払手数料 52 円は消費税が 8% の場合、52.96 円は 10% の場合の単価となっている。

出産育児諸費については、25 件分の一時金と手数料を計上している。30 年度の支給状況から、前年度より 5 件分少ない件数としたため、約 210 万円の減となっている。

葬祭諸費についても、30 年度の状況から 50 万円減の 100 万円としている。

なお、療養の給付付加金については、26 年 3 月診療分までのレセプトを対象とし、それ以降は廃止している。30 年度までは科目存置として 1 千円を計上していたが、月遅れのレセプトが出る可能性がないことから、予算額を 0 とした。

第 IV 款「後期高齢者支援金等」、第 V 款「前期高齢者納付金等」、第 VI 款「介護納付金」については、厚労省が示した算出額を予算額としている。いずれも前年度を上回り、3 款合計で約 3,375 万円の増となっている。

第 VII 款「共同事業拠出金等」内の高額医療費共同事業に対する拠出金では、国からこの事業を委託されている全国国保組合協会（全協）に支払う額で、全協が示した 4,907 万 1 千円を計上している。また、オンライン資格確認に対応するシステムとして、全協が開発の新共通システムを導入するため、負担金として 612 万 7 千円を計上している。

なお、27 年度に全協の税番号関連システムを導入しているが、負担金として約 247 万円を計上している。

この 2 つの負担金については概算額とされており、今後、厚労省からシステム開発に必要な仕様書が示された時点で全協が見直しを行い、負担金に変更が生じる場合もある。

また、社会保障・税番号制度における医療保険者等向け中間サーバーのランニングコストとして厚労省から示された被保険者 1 人当たりの単価（月額 2.96 円）で算出した額 16 万円を、国保中央会に支払うこととしている。

第 VIII 款「保健事業費」の第 1 項「特定健康診

査等事業費」では、前年度とほぼ同額の 567 万 3 千円を計上している。特定健診の単価については、山口県医師会が示した 31 年度額で、消費税 8% では 10,835 円、10% では 11,042 円となっており、例年の実施者数から、9 月までと 10 月以降の実施見込み者数を乗じて算出している。

第 2 項「保健事業費」は、健康診断助成金やウォーキング大会の経費等で、3,918 万 1 千円としている。

第 IX 款「積立金」内の職員退職給与金積立金では 100 万円を積み立てる。

第 X 款「公債費」は科目存置である。

第 XI 款「諸支出金」については、3 千円を計上している。

最後に、歳入歳出を調整した結果、第 XII 款「予備費」として、1 億 1,998 万 7 千円を計上している。

## V 質疑

**赤司議員（下関市）** 社会保障・税番号制度におけるオンライン資格確認の実施について、関連システムの改修等が必要とのことであった。今後の状況によって一部費用が変動するようであるが、ある程度の見通しは立っているのだろうか。

また、平成 31 年 4 月 1 日で保険証更新時期となるが、国はマイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせようと検討している旨の報道がなされている。

被保険者としてもその取扱いに関わる上、経営者としても設備の構築等準備が必要になるが、この点について、理事長はどのようなお考えかお聞きしたい。

**河村理事長** オンライン資格確認においては、2 月 6 日に開催された全協の研修会でも、この件について触れられたものの、詳細が出ていないという説明であった。

全協開発の関連するシステムにおいても、すでに有名大学・企業及び日医が導入しているデータベースシステムを基盤として、極力費用を抑え、また、制度変更にも柔軟に対応できるよう準備を進めている。

制度自体において先行きの見えない部分があるため、その対策に関わる費用も不明な部分もあるが、現在分かりうる範囲で、状況を加味し、新年度予算を計上しているので、ご了承いただきたい。

**赤司議員（下関市）** 健康保険証更新について要望がある。一部報道によると、保険者によっては被保険者証を発行せず、オンライン資格機能で対応する可能性があるが、この制度自体に疑念を持っておられる方も多いので、可能な限り、現行の被保険者証は残していただきたい。

**河村理事長** 現行の被保険者証のままとするので、ご安心いただきたい。

**西村議員（小野田）** 本日、新聞等で報道された遺伝子治療・白血病の治療薬については、厚労省でも承認されそうという段階で、その費用は5千万強とのことであった。今後、このような高額医療が増えた場合、われわれのような小さな国保組合ではすぐに財政危機に陥ると思われる。

理事長挨拶では、まだ国保組合の統合は話が進んでいないとのことであったが、安定した運営・財政基盤強化のためにも、できるだけ早急に話を進めていかなければいけない状況だと考える。どのようにお考えか、伺いたい。

**河村理事長** おっしゃるとおりである。早急に合併等の検討を進めるべきと考える。問題となるのが各保険者の規模の違いであり、資産が倍近く違うところもある。しかしながら、意見の調整を行い、統一された組合にすべきと考える。

## VI 採決

議長、全議案について順次採決を行い、議員の挙手全員により原案どおり可決された。以上をもって議案の審議がすべて終了した。

## VII 閉会の挨拶

**河村理事長** 現在、山口県において単体の国保組合は本組合しかない。薬剤師国保は中四国ブロックで運営がなされているが、将来、医師国保が統合する際は、全国規模で行うべきと考える。

今後も中央の情勢報告は随時行っていくので、皆様におかれましては、各地域に持ち帰られ議論していただきたい。

自動車保険・火災保険・積立保険・交通事故傷害

保険・医師賠償責任保険・所得補償保険・傷害保険ほか

**あなたにしあわせをつなぐ**

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 代理店  
共栄火災海上保険株式会社 代理店

**山 福 株 式 会 社**

TEL 083-922-2551